

# 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン

令和2年10月

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

## ○本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、市町村が土砂災害ハザードマップを作成・更新したり、その内容を周知・普及・理解する際に参考となるよう、土砂災害ハザードマップに関する考え方や推奨事例などを示すものである。また、国及び都道府県が、市町村から技術的助言の要請があった際に、本ガイドラインを参考として活用することも想定している。

なお、本ガイドラインの適用にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省砂防部）」「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府（防災担当）」等との整合を図る。

## ○改訂履歴

1	平成 17 年 7 月	国土交通省河川局砂防部砂防計画課・国土交通省国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター 策定
2	令和 2 年 10 月 改訂	<ul style="list-style-type: none"><li>・土砂災害防止法の改正や各種委員会等を踏まえた改訂</li><li>・「国土交通省国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター」を削除</li><li>・タイトルを「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」から「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン」に変更</li></ul>

# 目次

第1章 総説.....	1
1. 土砂災害ハザードマップのあり方.....	1
2. 土砂災害ハザードマップの記載事項.....	4
第2章 土砂災害ハザードマップの作成.....	6
1. 資料収集.....	7
2. 地区単位の設定.....	8
3. 基図の作成.....	9
4. 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力.....	9
5. 共通項目の記載.....	10
6. 地域項目の記載.....	12
7. 記載内容の更新.....	14
第3章 住民等への周知・普及・理解の促進.....	15
第4章 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫.....	16

<b>第1章 総説</b>	
1. 土砂災害ハザードマップのあり方	—(第1)
2. 土砂災害ハザードマップの記載事項	—(第2)
<b>第2章 土砂災害ハザードマップの作成</b>	
1. 資料収集	—(第3)
2. 地区単位の設定	—(第4)
3. 基図の作成	—(第5)
4. 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力	—(第6)
5. 共通項目の記載	—(第7)
6. 地域項目の記載	—(第8)
7. 記載内容の更新	—(第9)
<b>第3章 住民等への周知・普及・理解の促進</b>	
1. 住民等への周知・普及・理解の促進	—(第10)
<b>第4章 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫</b>	
1. 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫	—(第11)

※ ( ) 内の番号は作成指針番号と対応

図 本ガイドラインの構成

### 第1 土砂災害ハザードマップのあり方

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法第8条第3項に基づき市町村が作成するものであり、住民等に対して平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、土砂災害からの避難時に活用される重要なツールである。そのため、土砂災害ハザードマップの作成に当たっては、避難に関する情報をわかりやすく提供することを念頭におく。

### 第2 土砂災害ハザードマップの記載事項

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載する。その際、「共通項目」については必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載する。

なお、土砂災害ハザードマップには、市町村内全ての土砂災害警戒区域等を記載することを基本とする。また、基礎調査が完了しているが、土砂災害警戒区域等の指定が準備中の場合においても、本ガイドラインを参考にして作成し、記載することが望ましい。

### 第3 資料収集

土砂災害ハザードマップ作成に必要な基図、市町村地域防災計画、地区防災計画、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所含む）の情報など、関連する資料を地域の実情に応じて収集する。

### 第4 地区単位の設定

土砂災害ハザードマップは、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として作成する。

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えた住民の避難を必要とする場合は、市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

### 第5 基図の作成

土砂災害ハザードマップに用いる基図は、ハザードマップの作成単位、使用する地図の縮尺及び図化範囲等を考慮した上で作成する。

### 第6 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

市町村は、土砂災害ハザードマップの作成にあたって、必要に応じて国及び都道府県に技術的助言を求める。また、国及び都道府県は、市町村から技術的助言の要請があった際には、基礎調査結果による土砂災害警戒区域等の区域図、自然現象の種類等を基礎資料として提供するほか、ハザードマップ作成や警戒避難に関する技術的支援を積極的に行う。

### 第7 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第8条第3項に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所に関しても、同様の内容を記載する。

#### (1) 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

#### (2) 土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

#### (3) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき「地区単位（避難単位）」ごとの避難施設その他の避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等、避難路その他の避難経路の位置等を記載する。

#### **第 8 地域項目の記載**

「地域項目」とは、円滑な警戒避難を確保する上で参考となる「共通項目」以外の項目であり、地域の特性や実情に応じて記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所に関しても、同様の内容を記載する。

#### **第 9 記載内容の更新**

土砂災害ハザードマップの記載内容に変更があった場合には、適宜更新を実施する。

#### **第 10 住民等への周知・普及・理解の促進**

作成した土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、速やかに公表・配布し、その周知・普及を図るとともに、理解を深めてもらうよう努める。

#### **第 11 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫**

地域住民の意見を反映させたり、地域住民が自ら手を動かすような取組みなど、より実効性が高くかつ効果的に土砂災害ハザードマップを作成・活用できるような工夫を行う。

# 第1章 総説

## 1. 土砂災害ハザードマップのあり方

### 第1 土砂災害ハザードマップのあり方

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法第8条第3項に基づき市町村が作成するものであり、住民等に対して平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、土砂災害からの避難時に活用される重要なツールである。そのため、土砂災害ハザードマップの作成に当たっては、避難に関する情報をわかりやすく提供することを念頭におく。

#### 【解説】

##### (1) 土砂災害ハザードマップのあり方

我が国は、国土の約7割を急峻な地形が占め、脆弱な地質で構成されており、集中豪雨や台風により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り（以下、「急傾斜地の崩壊等」という。）を原因とする土砂災害が全国で発生している。

「土砂災害ハザードマップ」は、地域の土砂災害に関するリスクと土砂災害時の避難に関する情報を住民等に提供するツールであり、主に土砂災害時における住民の避難行動に活用されることを目的とし、住民目線で作成されるべきものである。

住民等が土砂災害ハザードマップを活用する場面としては、「平時に理解を深める場面」や「災害時に緊急的に確認する場面」がある。そのため、市町村は、これら両方の場面を意識して住民等へ避難に関する情報をわかりやすく提供できるよう、土砂災害ハザードマップを作成するものとする。

#### トピック 土砂災害とは

土砂災害は、大きく分けてがけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地滑りの3種類に分類される。

##### ① がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

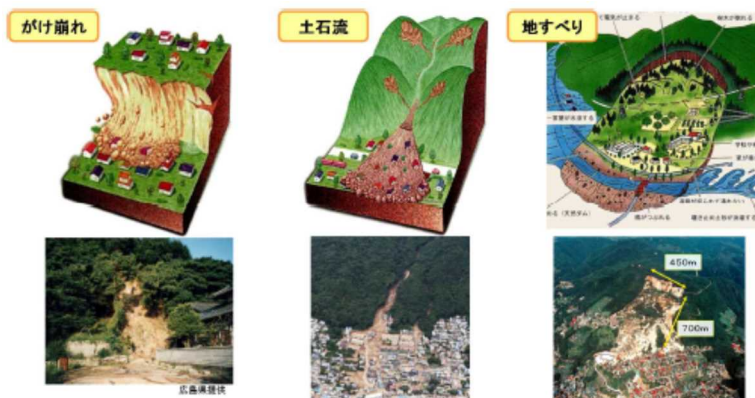
雨などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高い。

##### ② 土石流

山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象。流速20～40km/hで一瞬のうちに人家などを壊滅させてしまう。

##### ③ 地すべり

斜面の土塊が地下水などの影響により、すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象。一般的に広範囲に及び移動土塊量が大きいため甚大な被害を及ぼす可能性が高い。



## (2) 土砂災害防止法におけるハザードマップの位置付け（土砂災害防止法第8条第3項）

土砂災害防止法第8条第3項において、市町村は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう義務づけている。

さらに、土砂災害防止法施行規則第5条において、必要な措置について以下の通り定めている。

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第8条第3項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けられることができる状態に置くこと。

土砂災害ハザードマップは、これら土砂災害防止法の規定に基づき市町村が作成するものであり、適切な方法を用いて住民に周知することによって、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する。

なお、「土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省砂防部）」では、土砂災害警戒区域等の周知にあたっては、土砂災害のおそれのある区域、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設等を記載したハザードマップを作成するなど、住民等が当該箇所における土砂災害の危険性を十分理解し避難できるよう、分かりやすい方法をとることが求められており、市町村は土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域について早急に土砂災害ハザードマップを整備し、住民に周知することとしている。

### トピック

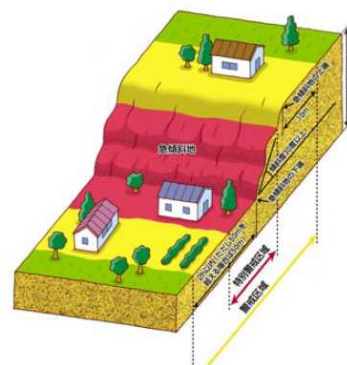
#### 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）とは

「土砂災害防止法」は、土砂災害から国民の生命及び身体を土砂災害から保護することを目的とし、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では警戒避難体制の整備を図り、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）では更に特定開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制等の施策を講じるものとしている。これらの施策を実施するため、定期的に基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定することとしている。

### トピック 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。



土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域のイメージ  
(急傾斜地の崩壊)



### (3) 避難行動の定義

「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府（防災担当）」）では、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる次の全ての行動を避難行動としている。

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③ 屋内安全確保（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

また、「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（中央防災会議）」では、避難に関して「避難とは、『難』を『避』けることであり危険な場所から避難することである。安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はない。避難先は小・中学校の体育館や公民館等の市町村が指定する避難場所に行くことに限らず、安全な親戚・知人宅へ避難してもよく、自宅に留まり安全を確保することも避難である。」という考え方を示している。

居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、近隣の安全な親戚や友人の家等へ立退き避難する場合には、それらの安全性（特に土砂災害の観点からは、立退き避難先の建物が土砂災害警戒区域の外に位置しているか）を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要がある。

## 2. 土砂災害ハザードマップの記載事項

### 第2 土砂災害ハザードマップの記載事項

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載する。その際、「共通項目」については必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載する。

なお、土砂災害ハザードマップには、市町村内全ての土砂災害警戒区域等を記載することを基本とする。また、基礎調査が完了しているが、土砂災害警戒区域等の指定が準備中の場合においても、本ガイドラインを参考にして作成し、記載することが望ましい。

#### 【解説】

土砂災害ハザードマップは、住民へ配布し、避難時等に活用されることを前提としているため、土砂災害ハザードマップの記載項目は、「共通項目」と「地域項目」に2分類し、限られた紙面の中で必要な情報を簡潔かつ住民にわかりやすく記載する。

「共通項目」と「地域項目」の分類及び記載例を表 1-1 に示す。

#### (1) 共通項目

「共通項目」とは、土砂災害防止法第8条第3項及びその省令に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する（「第2章5. 共通項目の記載」で詳述する）。

- 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 土砂災害に関する情報の伝達方法
- 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

#### (2) 地域項目

「地域項目」とは、円滑な警戒避難を確保する上で参考となる「共通項目」以外の項目であり、地域の特性や実情に応じて記載する。（「第2章6. 地域項目の記載」で詳述する）。

- 要配慮者利用施設に関する事項
- 土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する事項
- 避難勧告等に関する解説と留意事項
- 土砂災害に関する基本情報
- 避難時の危険箇所に関する事項
- 避難時の心得に関する事項 など

#### <ハザードの記載に関する留意事項>

土砂災害のおそれのある箇所を網羅的に住民等に周知するために、土砂災害ハザードマップには、市町村内全ての土砂災害警戒区域等を記載することとする。なお、基礎調査が完了しているが、土砂災害警戒区域等の指定が準備中の場合においても、基礎調査の結果に基づき、本ガイドラインを参考として土砂災害ハザードマップを作成し、記載することが望ましい。

また、市町村は、土砂災害と同時に発生しうる災害である洪水、内水、津波、高潮のリスクの有無も十分に確認し、それらのリスクも確認された場合には、円滑な警戒避難を確保するために、土砂災害とその他のリスクを合わせた総合的なハザードマップを作成することが望ましい。

なお、土砂災害警戒区域等が重なるエリア（山側に近接して複数の溪流が走っており、「土砂災害警戒区域（土石流）」が重なるエリア等）や、「土砂災害警戒区域」と「洪水浸水想定区域」が重なる等異なるハザードが重なるエリアは、平常時から複数のハザードに留意することが望ましい。

表 1-1 記載項目の分類及び記載例

	項目
共通項目	<p>○ 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等；土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> <p>(2) 自然現象の種類；急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り</p>
	<p>○ 土砂災害に関する情報の伝達方法</p> <p>(1) 伝達手段</p> <p>＜記載例＞</p> <p>平常時（広域）：ホームページ、市町村だより、テレビ、ラジオ</p> <p>平常時（地域・個別）：回覧板、電話、FAX、ホームページ、電子メール</p> <p>警戒避難時（広域）：テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS</p> <p>警戒避難時（地域・個別）：防災行政無線、サイレン、広報車、電話、FAX、電子メール</p> <p>(2) 伝達経路※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政から住民への情報の伝達経路</li> <li>・ 住民から行政への情報の伝達経路</li> </ul> <p>※伝達される情報についても記載することが望ましい。</p>
	<p>○ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設その他の避難場所</li> <li>・ 避難路その他の避難経路</li> </ul>
地域項目	○ 要配慮者利用施設に関する事項
	<p>○ 土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨注意報・警報、特別警報</li> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 記録的短時間大雨情報</li> <li>・ 土砂災害に関するメッシュ情報</li> </ul>
	<p>○ 避難勧告等に関する解説と留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒レベル</li> <li>・ 避難勧告等と土砂災害警戒情報の関係</li> </ul>
	○ 土砂災害に関する基本情報
	○ 避難時の危険箇所に関する事項
	<p>○ 避難時の心得に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動や避難時の心得の解説</li> <li>・ 土砂災害に備えた事前の心構え</li> </ul>
	<p>○ その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関等に関する記載</li> <li>・ 安否確認情報（伝言サービス）</li> <li>・ 多様な主体への対応</li> <li>・ 避難所での感染症予防に関する記載</li> </ul>

## 第2章 土砂災害ハザードマップの作成

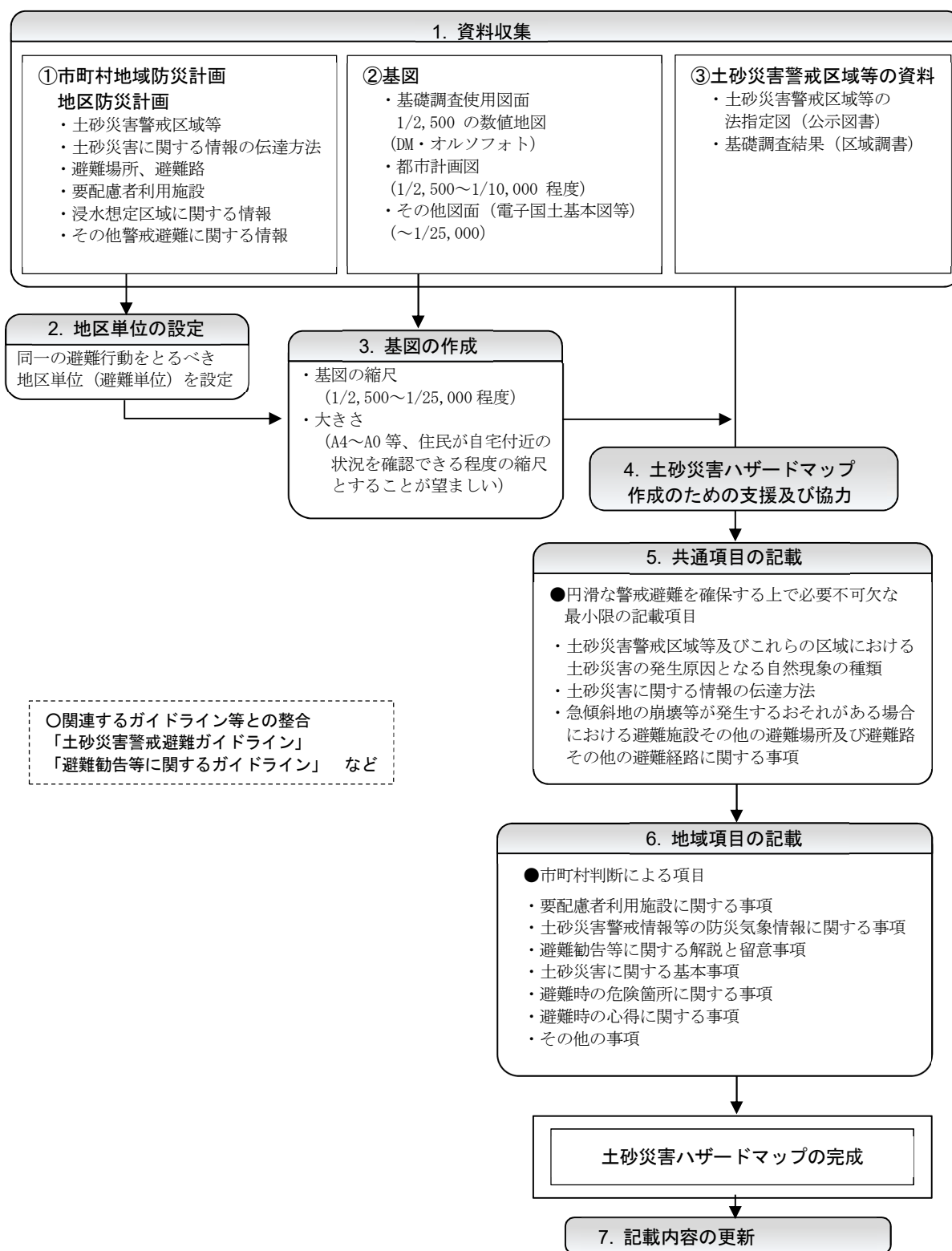


図 2-1 土砂災害ハザードマップの作成手順

# 1. 資料収集

## 第3 資料収集

土砂災害ハザードマップ作成に必要となる基図、市町村地域防災計画、地区防災計画、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の情報など、関連する資料を地域の実情に応じて収集する。

### 【解説】

関連する資料の例を表 2-1 に示す。

表 2-1 関連資料一覧

資料名	資料内容	共通項目	地域項目
基図	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎調査使用図面 1/2,500 の数値地図（DM・オルソフォト）</li> <li>都市計画図 （1/2,500～1/10,000 程度）</li> <li>その他図面（電子国土基本図等） （～1/25,000）</li> </ul>	—	—
市町村 地域防災 計画、 地区防災 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等</li> <li>土砂災害に関する情報の伝達方法</li> <li>避難場所</li> <li>避難路</li> <li>要配慮者利用施設</li> <li>浸水想定区域等に関する情報</li> <li>その他警戒避難に関する情報</li> </ul>	○ ○ ○ ○	○ ○ ○
土砂災害 警戒区域 等の資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等の法指定図（公示図書）</li> <li>基礎調査結果（区域調書）</li> </ul>	○ ○	○

## 2. 地区単位の設定

### 第4 地区単位の設定

土砂災害ハザードマップは、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として作成する。

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えた住民の避難を必要とする場合は、市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

### 【解説】

#### (1) 地区単位の設定

土砂災害防止法第8条第1項では土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めるものとされているが、複数の土砂災害警戒区域等が隣接し、避難場所が共通している場合などは、避難場所や避難路の安全性等を勘案し、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として土砂災害ハザードマップを作成する。

同一の避難行動をとるべき地区単位は、自主防災組織や町内会、避難場所の状況、学校校区、土砂災害警戒区域等、河川等の浸水想定区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所を勘案して設定する。地区単位の設定時は、土砂災害警戒区域の欠落がないよう留意する。

市町村界に近い住民にとっては、隣接する他市町村の地形状況や土砂災害警戒区域等の状況がわからないと、適切な避難行動がとれない場合も想定される。市町村界に近い地域のハザードマップについては、住民等の生活範囲なども念頭に、当該市町村の範囲に加え市町村界の外側についても含めて作成する必要がある、これらの範囲についても、ハザード情報、避難場所等を表示する。

#### (2) 広域的な警戒避難計画

土砂災害警戒区域等が広範囲に及ぶなど、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、

- ・ 市町村（都府県）を越えた避難を踏まえた避難体制の構築
- ・ 市町村（都府県）間での避難情報の共有

等が必要となる。これらの事項について市町村間（都府県間）において事前調整を行った上で土砂災害ハザードマップを作成する。

### 3. 基図の作成

#### 第5 基図の作成

土砂災害ハザードマップに用いる基図は、ハザードマップの作成単位、使用する地図の縮尺及び図化範囲等を考慮した上で作成する。

#### 【解説】

##### (1) 基図の縮尺

土砂災害警戒区域等毎に作成する場合は、1/2,500程度が基本となるが、同一の避難行動をとるべき地区単位が広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて縮尺を変更する。基図の図化範囲を設定する際は、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の欠落がないよう留意する。

なお、土砂災害警戒区域を明確に判別するため、基図の縮尺は1/25,000より大縮尺とする。また、住民が自宅付近の状況を確認できる程度の縮尺とすることが望ましい。

##### (2) 基図に使用する地図

国土地理院の電子国土基本図、基礎調査に使用した数値地図、都市計画図等の地図から、ハザードマップ作成時の作業効率性等を踏まえ、基図に使用する地図を選定する。

### 4. 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

#### 第6 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

市町村は、土砂災害ハザードマップの作成にあたって、必要に応じて国及び都道府県に技術的助言を求める。また、国及び都道府県は、市町村から技術的助言の要請があった際には、基礎調査結果による土砂災害警戒区域等の区域図、自然現象の種類等を基礎資料として提供するほか、ハザードマップ作成や警戒避難に関する技術的支援を積極的に行う。

#### 【解説】

都道府県は土砂災害防止法第4条に基づく基礎調査の実施主体であることから、市町村が土砂災害ハザードマップの作成にあたって技術的助言を求めてきた場合には、基礎調査結果を基礎資料として提供する。合わせて、電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。

また、国及び都道府県は、過去の災害実態資料を提供するほか、ハザードマップ作成や警戒避難に関する必要な技術的支援を積極的に行う。また、土砂災害防止推進会議等の土砂災害対策に関する関係行政機関の連絡会において、ハザードマップに関する理解を促進すべく、ハザードマップの作成方法や活用事例等について情報共有を図ることが望ましい。

## 5. 共通項目の記載

### 第7 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第8条第3項に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所に関しても、同様の内容を記載する。

#### (1) 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

#### (2) 土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

#### (3) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき「地区単位（避難単位）」ごとの避難施設その他の避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等、避難路その他の避難経路の位置等を記載する。

### 【解説】

「共通項目」とは、土砂災害防止法第8条第3項及びその省令に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、①土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、②土砂災害に関する情報の伝達方法、③急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、に分類し記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所に関しても、同様の内容を記載する。また、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の欠落がないよう留意する。

#### (1) 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

法指定図面である土砂災害警戒区域図及び土砂災害特別警戒区域図を活用し、土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を土砂災害ハザードマップに記載する。

### トピック 土砂災害警戒区域等の指定前の対応

土砂災害警戒区域を基に作成するハザードマップができるまでの間も、住民の警戒避難に資するべく、基礎調査の結果に基づく警戒区域に相当する範囲を示した図面等を活用し、土砂災害の危険性を周知する必要がある。そのため、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所においても、区域指定を待つことなく、法第4条第2項に基づく基礎調査結果の公表を元に土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備を行うなど、警戒避難体制の強化に努めることが重要である。



## (2) 土砂災害に関する情報の伝達方法

平常時から住民の防災意識の向上を促すために必要な情報や、警戒避難時の避難行動を促すために必要な情報等の伝達手段、伝達経路等を記載する。

なお、伝達する情報内容については市町村において判断するものとし、選定した情報内容に対して、個人情報保護法等を考慮して適切な情報等の伝達手段及び伝達経路を記載する。

## (3) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

### ① 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所

避難施設その他の避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。なお、避難施設その他の避難場所の選定については、その位置・経路の土砂災害等に対する安全評価や建物構造の安全性の確認等について別途検討を行う。なお、土砂災害警戒区域外で避難場所を選定することを基本とする。

また、洪水、内水、津波、高潮等のリスクもある場所については、浸水想定区域等と避難所の位置関係を確認するなど、それらのリスクも踏まえて避難場所を選定する。

なお、避難場所等がどの災害に対応しているか誰でもわかるように日本工業規格（JIS）に災害種別の図記号（JIS Z8210）が追加されており、日本全国どこでも同じ表示となるよう、この図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」が制定されている。土砂災害ハザードマップ作成においては、これらを参考に、全国的に使用されている図記号に統一することが望ましい。

### ② 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難路その他の避難経路

土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難経路に関して記載する。全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

また、避難場所の選定と同様、道路の冠水箇所を確認するなど、洪水、内水、津波、高潮等のリスクも踏まえて避難経路を選定する。

### トピック 避難場所及び避難路の考え方

避難場所は土砂災害警戒区域外で選定することを基本とするが、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範囲など状況は様々であることに留意すべきである。例えば土砂災害警戒区域外に適切な避難場所がない場合、最寄りのマンションやビルの所有者等の理解を得て避難場所として活用できるよう協定等を結ぶことも有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。また、土砂災害警戒区域外であることを前提に、親戚や友人宅、ホテル等に避難することも考えられる。

なお、夜間・未明の大雨などで事前に定められた避難場所まで避難することが難しい場合を想定し、「次善の策」としての避難場所・避難路も考えた、柔軟性のある計画をあらかじめ策定しておくことが望ましい。

## 6. 地域項目の記載

### 第8 地域項目の記載

「地域項目」とは、円滑な警戒避難を確保する上で参考となる「共通項目」以外の項目であり、地域の特性や実情に応じて記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所に関しても、同様の内容を記載する。

#### 【解説】

「地域項目」とは、円滑な警戒避難を確保する上で参考となる「共通項目」以外の項目であり、地域の特性や実情に応じて記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定が準備中である指定予定箇所に関しても、同様の内容を記載する。

#### 【記載項目例】

##### (1) 要配慮者利用施設に関する事項

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を記載する。

##### (2) 土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する事項

大雨や土砂災害に関連した防災気象情報の発表のタイミング及びその内容について解説する。

(防災気象情報の例)

- ・ 大雨注意報、警報、特別警報
- ・ 土砂災害警戒情報
- ・ 記録的短時間大雨情報
- ・ 土砂災害に関するメッシュ情報

##### (3) 避難勧告等に関する解説と留意事項

市町村地域防災計画等に定められた内容に基づき、避難勧告等がどのような状況で発令されるか、また、住民等がどのように行動すればよいかを記載する。

特に住民自らが自宅の土砂災害リスク（土砂災害警戒区域の内外、避難所との位置関係等）を踏まえて取るべき行動や、警戒レベル等の避難情報について記載しておくことが望ましい。

土砂災害警戒情報の発表を避難勧告等の発令基準とすることを基本としており、そのように規定している市町村については、避難の意識づけのためにその旨ハザードマップに記載することが望ましい。

##### (4) 土砂災害に関する基本情報

防災教育・学習情報として、土砂災害の特徴や土砂災害の前兆現象等の解説を記載する。イラスト等を用いてわかりやすく記載し、専門知識がなくても理解できる内容とすることが望ましい。

##### (5) 避難時の危険箇所に関する事項

避難時に留意する情報として、避難経路として適さない区間や、避難経路や避難場所の周辺の土砂災害履歴について記載する。この際、住民等の意見を収集し、地域の実情や地域特性等を反映さ

せるように努めることが望ましい。

## (6) 避難時の心得に関する事項

### ○ 避難行動や避難時の心得の解説

土砂災害は、発生箇所及び時期の正確な予測が困難である上に、人的被害に結び付くおそれも高いことから、早期の避難が重要である。そのため、土砂災害警戒区域等の中の居住者については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から要配慮者は立退き避難開始を実施することに加え、その他の居住者等に対しても自発的に避難を開始することが望ましい旨を記載する。

土砂災害警戒区域からあらかじめ定めていた避難場所への立退き避難の時間的余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の2階以上に屋内避難することや、土石流が流れてくると予想される区域からできるだけ離れている場所及び河川や溪流から高低差のある場所などへ避難する等、状況に応じた対応をとることを記載する。

土砂災害警戒区域外であることを前提に、親戚や友人宅、ホテル等に避難することも考えられることや、夜間・未明の大雨などで事前に定められた避難場所まで避難することが難しい場合を想定し、「次善の策」としての避難場所・避難路もあらかじめ考えておくことが望ましいことを記載する。

土砂災害発生時の避難における住民等の心構えや、避難に際して危険を感じる場合や避難が遅れた場合における緊急措置的な対応の考え方、避難所へ避難をする際に気を付けるべき事項、住民等が避難する際に、冷静に対処するために事前に知っておくべき事項等について記載する。

### ○ 土砂災害に備えた事前の心構え

土砂災害が発生してから急に避難のための準備をしようとしても、時間がかかり十分な対応が困難となるので、平時から以下について準備しておくことが重要であることを記載する。

- ・ 避難する際に携行すべきもの
- ・ 被害を抑えるための自衛策
- ・ 土砂災害時の地域での助け合い活動 など

## (7) その他の事項

### ○ 防災関係機関等に関する記載

市町村役場、警察署、消防署、病院、防災備蓄倉庫等を地図上に記載する。また、必要に応じて、それらの名称や連絡先等を一覧表にまとめて記載する。

### ○ 安否確認情報（伝言サービス）

家族の安否確認方法として、電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの利用方法などを記載する。

### ○ 多様な主体への対応

土砂災害ハザードマップは、土砂災害時の避難に活用されることを踏まえ、多様な手段を用いて住民等への周知を行うことは当然であるが、その際には、旅行者・一時滞在者やその地域に住む外国人の方などにも配慮することが望ましい。

- 避難所での感染症予防に関する記載  
避難所における個人として取りうる感染予防対策について記載する。

### トピック 避難確保計画

平成29年6月の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画（施設の防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施等）を作成し、計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられた。

避難確保計画を実効性あるものとするためには、施設管理者が主体的に作成することが重要だが、避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要である。

## 7. 記載内容の更新

### 第9 記載内容の更新

土砂災害ハザードマップの記載内容に変更があった場合には、適宜更新を実施する。

#### 【解説】

土砂災害警戒区域等の指定の変更等があった場合や、避難場所の新設・変更等地域防災計画が修正された場合などには、土砂災害ハザードマップを適宜更新をするともに、改めて公表・配布し、その周知・普及・理解の促進を図る。その際、表示方法の工夫などもあわせて行う。

また、土砂災害ハザードマップ作成後は、防災訓練等を通じて定期的に避難場所、避難経路等、土砂災害ハザードマップの記載内容を検証することが望ましい。また、行政から住民等への一方的な情報提供ではなく、住民が参加する土砂災害ハザードマップを使用した訓練、ワークショップ等により、住民等が自ら主体的に土砂災害ハザードマップを改善できるよう誘導・支援していくことが望ましい。

## 第3章 住民等への周知・普及・理解の促進

### 第10 住民等への周知・普及・理解の促進

作成した土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、速やかに公表・配布し、その周知・普及を図るとともに、理解を深めてもらうよう努める。

#### 【解説】

市町村が作成したハザードマップを住民等に周知するにあたり、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。また、住民だけではなく、地域への通勤者や滞在者などに対する周知も重要なことから、ホームページ等による周知についても、ポータルサイトを用意するなど、できるだけわかりやすいものとなるよう努めることが望ましい。

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するためには、土砂災害ハザードマップを公表するだけでなく、住民等に対して土砂災害ハザードマップの意義や記載されている情報の説明を繰り返し実施することで、理解を深めてもらうことが重要である。市町村は、作成した土砂災害ハザードマップが避難時に有効に活用されるよう、住民等に対し以下の手法等により速やかに公表・配布する。また、ハザードマップの周知に合わせ、避難の実効性を高めるために、住民自らがとるべき避難行動や避難するタイミング等についても併せて理解を得てもらうことが重要である。

なお、ハザードマップはホームページで公表することを基本とする。その際には、利用者が容易に情報にアクセスできるよう、ホームページの比較的浅い階層で公表するなど公表ページの誘導方法についても工夫するとともに、スマートフォンやタブレット等のスマートデバイスでも閲覧できるようにしておくことが望ましい。

#### 【住民等への周知・普及・理解方法（例）】

- ① 印刷物として各世帯に配布する。あるいは掲示板や回覧板に掲載する等により、各世帯に周知する。
- ② インターネットやアプリケーション、SNS等の利用等により、住民が土砂災害ハザードマップをいつでもパソコンやスマートデバイスなどで確認できる環境におく。
- ③ 土砂災害ハザードマップを利用した防災訓練（避難訓練等）を実施する。
- ④ 学校等において土砂災害ハザードマップを利用した防災教育を実施する。
- ⑤ 土砂災害ハザードマップを観光情報と併せて周知し、観光客にも普及させる。
  - ◆ 観光パンフレットと同時配布
  - ◆ 観光パンフレットに土砂災害ハザードマップ掲載ページの URL を登録した QR コードを掲載
  - ◆ 市町村観光情報サイトに土砂災害ハザードマップを掲載
  - ◆ 駅・観光施設等での掲示・配布

## 第4章 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫

### 第11 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫

地域住民の意見を反映させたり、地域住民が自ら手を動かすような取組みなど、より実効性が高くかつ効果的に土砂災害ハザードマップを作成・活用できるような工夫を行う。

#### 【解説】

##### (1) 土砂災害ハザードマップの活用

土砂災害ハザードマップは平常時における土砂災害警戒区域等の周知、防災知識の普及、防災教育、土地利用調整、避難確保計画の基礎資料等に活用するとともに、警戒避難時には要配慮者等への情報伝達、避難誘導等に活用することが望ましい。

- 説明会・ワークショップ等の実施
 

土砂災害ハザードマップの内容に対する理解を深め、知識として定着を図るために、土砂災害ハザードマップに記載している内容や見方に関する説明会やワークショップ、出前講座を実施する。
- 避難訓練等での活用
 

土砂災害防止月間に実施される避難訓練等において、土砂災害ハザードマップを活用して各地域の土砂災害リスクや避難方法を確認したり、避難時の携行品、備蓄品等を確認したりする等、避難訓練等の取組を継続的に実施する。
- 防災教育の推進
 

土砂災害に対する意識を高めてもらうための学校教育の総合学習や地域の防災リーダーの育成にあたり、土砂災害ハザードマップを活用する。
- 避難確保計画作成の基礎資料
 

要配慮者利用施設が避難確保計画を作成する際に、避難施設や避難路を検討する際の基礎資料として活用する。
- 建設業者等の待機拠点の安全性確認
 

建設業者等が災害対応に基づく出動要請に備えて待機する際、待機拠点の安全性を確認する。

表 4-1 土砂災害ハザードマップの活用例

	行政	住民
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害に強い地域づくりの推進</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成</li> <li>・防災知識の普及（説明会・出前講座等）</li> <li>・防災意識の高揚</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・防災教育、避難訓練</li> <li>・土地利用調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の住んでいる地域の土砂災害履歴、土砂災害のおそれについての理解促進</li> <li>・非常持ち出し品の準備</li> <li>・土砂災害に関する教育（ワークショップ等）や避難訓練等の実施</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土地利用、建築構造の参考</li> <li>・自主避難時、避難勧告等発令時における適切な避難場所・避難路の確認</li> <li>・建設業者等の待機拠点における安全性確認</li> </ul>
警戒避難時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者への配慮</li> <li>・土砂災害が発生した場合の避難場所、避難路の確認</li> <li>・避難情報の伝達</li> <li>・避難場所の開設</li> <li>・避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持ち出し品を携行しての避難</li> <li>・自主避難時、避難勧告等発令時における適切な避難場所・避難路の確認・避難</li> </ul>

## (2) さらなる活用に向けたハザードマップ作成時の工夫

### ① 地域住民の意見の反映

ハザードマップの作成に当たっては、住民等と土砂災害について共通意識を持つことが重要であり、ハザードマップ素案について事前に意見交換を実施し、地域の実情、土砂災害履歴、避難所・避難経路等の地域特性をハザードマップに反映させることが望ましい。

住民等からの意見の主な聴取方法を以下に示す。

- 住民に対する説明会や縦覧の実施
- 住民の代表者（自治会長等）への説明会の実施
- 地域の実情や防災に詳しい学識経験者への説明
- 警察、水防団、消防団等からの意見聴取

### ② 地域住民が主体となったハザードマップ作成（地区防災計画との連携）

地域によって住居の形態や住民等の年齢構成などは様々であると同時に、災害発生時の避難行動も様々である。これらの特性を踏まえ、土砂災害時に自治会地域単位でどのような行動をとればよいのかを具体的に示したハザードマップを作成することは、地域防災力の向上に非常に有効である。

自治会において地域の危険箇所の把握や避難経路等の検討を行うことが望ましく、その際、土砂災害ハザードマップを活用し、より詳細な地域の危険箇所や避難経路等を記載した地域独自のハザードマップを作成することが効果的である。

なお、災害対策基本法に基づく「地区防災計画」の計画提案制度を活用し、土砂災害に対する住民等の関心を高め、理解及び防災意識の向上を図ることが重要である。地区防災計画がすでに作成されている場合や今後作成する場合には、このハザードマップと整合がとられていることが望ましい。

また、日頃から共通の災害が想定される自治会間で意見交換や意思疎通を行い、災害時の対策を調整しておくことも有効である。

#### トピック 地区防災計画

平成 25 年 6 月に実施された災害対策基本法の改正において、地域における共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の住民等が行う自主的な防災活動に関する計画として、「地区防災計画」が新しく防災計画の体系に位置づけられた。

地区防災計画は、住民等が自主的に地区の防災計画（素案）を作成して、市町村へ提案する事ができ、市町村は当該計画提案を精査し、必要があれば市町村防災計画に地区防災計画を規定することができるという、いわゆるボトムアップ型で策定できることが特色の一つになっている。

土砂災害からの避難は、近隣住民からの声掛けが有効なきっかけとなるなど、地域の密接な関係が重要と考えられる。また、平時に避難路や避難場所を検討するにあたっては、土砂災害から安全な箇所を設定する必要があるが、そのような検討を深めるには、近隣住民との意見交換を通じて地区に密着した情報を収集することが有益である。このため、地区防災計画の策定は土砂災害対策に非常に適しており、警戒避難体制の強化の観点から、土砂災害に関する地区防災計画の策定を推進していくことが望ましい。なお、作成に当たっては、「土砂災害に関する地区防災計画作成のための技術支援ガイドライン（令和 2 年 3 月：国土交通省砂防部）」を参考にされたい。

### ③ 住民自ら記載する欄の設置

土砂災害ハザードマップに、避難場所等や、準備品の一覧、家族・親戚・知人の連絡先など住民自らが記載する欄を設けることで、避難に関する情報や避難の際に準備・留意すべき事項等を習得し、自主的な避難が促されることが期待される。さらに、記載にあたっての説明会等を実施し、住民等が実際に手を動かす機会を設けることが望ましい。

### ④ マイ防災マップの作成

過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを住民自らの手で地図に記述する過程を通して、避難の手順や避難に必要な情報、必要な防災対策等を修得することができ、自主的な避難行動を促す。さらに、住民が協力して取り組むことで、コミュニケーションの機会にもなり地域コミュニティを強化する効果も期待される。

### ⑤ 災害・避難カードの作成

住民一人ひとりが、土砂災害ハザードマップを活用して、あらかじめ災害の種類毎にどのように避難するかを記載した「災害・避難カード」を事前に作成することで、住民の防災力向上が期待される。

#### トピック 「災害・避難カード事例集」について

内閣府では、住民自身が想定される災害ごとに、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難にあたりあらかじめ把握しておくべき情報を記載した「災害・避難カード」の導入を推進している。作成に際しては、内閣府が作成している「災害・避難カード事例集」（平成 29 年度改訂版）を参考にされたい。

災害・避難カード事例集（平成 29 年度改訂版：内閣府）  
(<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/jireishuu.pdf>)

